

# 建築基準法施行細則の改正概要

## 1 改正内容

### (1) 図書等の添付

#### 改正条文

確認申請書に添付すべき書類（第3条第1項）

確認申請書に添付をすることを要しない図書の指定（旧細則 第3条第2項）

中間検査申請書添付書類（旧細則 第3条第3項）

#### 改正内容

参照条文の修正

削除（旧細則 第3条第2項）

中間検査申請書の添付書類の見直し（旧細則 第3条第3項 改正）

#### 改正理由

法律及び省令改正による条項ずれによる。

省令改正による項目削除による。

鉄筋コンクリート造等の建築物が中間検査の対象となったことから、省令の規定による報告書の様式を定める。（添付書類等の詳細は別途定める。）

### (2) 定期報告関係

#### 改正条文

定期報告に係る建築物の除却等の届出（第4条の2）

定期報告に係る昇降機等の廃止等の届出（第5条の2）

定期報告の時期（第6条）

定期報告の添付書類（旧細則 第7条）

定期調査等に係る表示（旧細則 第8条）

#### 改正内容

除却・利用休止した建築物に係る届出を位置付ける（第4条の2 追加）

廃止・利用休止した昇降機等に係る届出を位置付ける（第5条の2 追加）

複数の用途に供する建築物の報告時期を定める（第6条第2項 追加）

削除

削除

#### 改正理由

定期報告対象建築物等を適正に把握するため、除却した建築物等に係る届出を義務付ける。

定期報告対象昇降機等を適正に把握するため、廃止した昇降機等に係る届出を義務付ける。

複合用途建築物の定期報告の時期を明確にするため。

平成20年2月18日の省令改正により、定期報告の報告様式が定められたため。

建築物及び建築設備等が定期報告済であることは特定行政庁が整備する台帳等で管理が可能であるため現場における表示を廃止する。また、報告者には定期報告済証の交付を行う。

( 3 ) コンクリート基準強度関係

改正条文

設計基準強度の上限数値 ( 旧細則 第 1 2 条 )

改正内容

削除

改正理由

建築物の高層化等により、高強度のコンクリートの需要が高まってきている中、コンクリートは一般的に J I S 認定工場にて製造され、また、日本建築学会による J A S S 5 による品質管理が行われている実態を踏まえ、コンクリートの設計基準強度の上限値を廃止する。

( 4 ) 計画概要書等の閲覧関係

改正条文

建築計画概要書の閲覧について ( 第 3 8 条 )

改正内容

閲覧対象に「定期報告概要書」、「全体計画概要書」を含める。( 第 3 8 条第 1 項から第 6 項 改正 )

改正理由

法改正による条項ずれ及び表現等の修正

( 5 ) その他

法改正等による条項ずれの修正

2 公布日 平成 20 年 3 月 31 日

3 施行日 平成 20 年 4 月 1 日